

(参考)

計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める公示（令和7年10月2日改正）について

改正内容：計量法施行規則第九十条第一項の区分十六の下項目「二」に「又は真空以外」を追加する。

規則第九十条第一項の区分	校正手法の区分
十六 圧力	一 圧力の計量器のうち気体又は液体の圧力のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）を、圧力の標準器との比較により校正する手法
	二 圧力を測定する計量器のうち真空の圧力のものを、真空又は真空以外の圧力の標準器との比較により校正する手法
	三 圧力を実現する計量器のうち圧力に関するリークの量を実現するものを、リークの標準器との比較、複数の物象の状態の量の測定又は複数の物象の状態の量の測定に基づく値との比較により校正する手法